

○矢板市国民健康保険税減免規則

平成22年1月29日

規則第1号

改正 平成23年3月22日規則第5号

平成23年8月8日規則第28号

平成25年4月1日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、矢板市国民健康保険税条例（昭和34年矢板市条例第17号。以下「条例」という。）第23条の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免)

第2条 減免は、条例第23条第1項に該当する者が、保険税を納付することが著しく困難であると市長が認める場合に、当該規定に該当することとなった日以後の納期に係る保険税額について、その者の世帯構成、基準生活費（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。）第1章の規定による算定額をいう。以下同じ。）、当該年分の収入見込額、前年の所得の状況、損害の程度等を考慮して行う。

(減免の範囲及び割合)

第3条 条例第23条第1項第1号に定める「天災その他特別の事由」とは、震災、風水害、火災及びその他これらに類する災害（発生の原因が故意によるものを除く。）並びに盗難等とする。

2 前項の規定による減免は、納税義務者及びその世帯に属する被保険者（以下「納税義務者等」という。）の所有に係る住宅又は家財に受けた損害金額（保険金又は損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、住宅又は家財の

価格の100分の30以上であり、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する納税義務者等の前年中の合計所得金額の合算額が600万円以下である場合とし、保険税額について次の区分により減免する。

区分	減免の割合	
前年中の合計所得金額	損害の程度 100分の30以上100分の50未満のとき	100分の50以上のとき
300万円以下	100分の50	全部
300万円を超え450万円以下	100分の25	100分の50
450万円を超え600万円以下	100分の12.5	100分の25

3 前項に定める損害の程度の認定は、消防署、警察署等の定める基準による。

（平25規則26・一部改正）

第4条 条例第23条第1項第2号に定める「次のいずれにも該当する者」（以下「旧被扶養者」という。）に対する減免は、次の各号による。

(1) 旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額については、所得、資産の状況にかかわらず、これを免除する。

(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課7割又は5割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者 5割

イ 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者 軽減前の額の3割

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、減額賦課7割若しくは5割軽減該当世帯又は特定世

帯（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第9号イに規定する特定世帯をいう。）である場合は減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯 5割

イ 減額賦課2割軽減該当世帯 当該軽減前の額の3割

ウ 減額賦課非該当の特定継続世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号イに規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。） 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の2.5割

エ 減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の額の1割

（平23規則5・平25規則26・一部改正）

第5条 条例第23条第1項第3号に定める「貧困により生活のために公私の扶助を受ける者」とは、保険税の賦課期日以後に生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者、社会事業団体から生活扶助を受けている者及び生活困窮のため私的な生活扶助を受けている者とし、それらの額が基準生活費以下の場合、免除する。

第6条 条例第23条第1項第4号に定める「その他特別の事由がある者」とは次の各号の一に該当する者とし、その減免割合は当該各号の定めるところによる。

（1） 納税義務者等が、疾病、解雇、退職（定年等によるものを除く。）、倒産等による失業、事業不振、休業又は廃業（法人設立によるものを除く。）により、当該年の合計所得金額の合算額が前年中の合計所得金額（退職、山林、譲渡所得その他の一時的な所得を除く。）の合算額より著しく減少又は減少が見込まれるため、保険税の納付が困難な場合とし、保険税額の所得割額について、次の区分により減免する。

区分	減免の割合
----	-------

所得金額の減少の程度 前年中の合計所得金額	100分の100のとき	100分の70以上100分の100未満のとき	100分の50以上100分の70未満のとき	100分の30以上100分の50未満のとき
200万円以下	全部	100分の70	100分の50	100分の30
200万円を超え300万円以下	全部	100分の70	100分の50	100分の20
300万円を超え450万円以下	全部	100分の70	100分の50	0

(2) その世帯に属する被保険者が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により給付制限を受けている場合の納税義務者に対する減免は、当該給付制限期間について当該被保険者に係る保険税を免除する。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき減免する。

(減免の適用)

第7条 保険税の減免は、前条第1項第2号の規定に該当する場合を除き、その申請に係る分について減免の承認をした税額に対して適用する。

2 減免の事由が第3条から第6条までに掲げる規定の2以上に該当するときは、減免額が最も多い規定のみに該当するものとする。

(平23規則28・一部改正)

(減免の申請)

第8条 保険税の減免を受けようとする者は、その減免を受けようとする事由を証する書類を添えて国民健康保険税減免申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（減免の決定）

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、国民健康保険税減免申請調書（別記様式第2号）により速やかに状況を調査し、減免の可否を決定し、国民健康保険税減免決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（減免の取消し）

第10条 保険税の減免を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、その措置を取り消し、減免により免れた保険税を徴収する。

（1） 減免を受けた者の資力の回復その他の事情の変化により減免が不相当と認められたとき。

（2） 虚偽の申請その他不正行為により減免の措置を受けたとき。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 後期高齢者医療制度創設に伴う旧被扶養者に対する国民健康保険税の減免に関する規則（平成20年矢板市規則第28号）は、廃止する。

附 則（平成23年規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成 2 5 年規則第 2 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の矢板市国民健康保険税減免規則の規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式第1号(第8条関係)

国民健康保険税減免申請書

年 月 日

矢板市長様

申請者 住所 矢板市
(納税義務者) 氏名
電話番号 ()

矢板市国民健康保険条例第23条第2項の規定により、国民健康保険税の減免を受けたいので申請します。

1 年 税 額

年 度	年 度		年 税 額		円	
納 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
課 税 額						
減免申請額						
納 期	第7期	第8期				
課 税 額						
減免申請額						

2 減免を受けようとする事由

主な事由	災害(震災・風水害・火災・その他) 盗難等 公私の扶助 疾病 失業 事業不振 休・廃業 国民健康保険法第59条 その他
(具体的に記入)	

- 添付書類 1 規則第3条の申請 罹災証明書等
2 規則第6条第1号の申請
医師の診断書等、解雇通知書、雇用保険受給資格者証明書、廃業届の写し等
3 規則第6条第2号の申請 入所・在監証明書

別記様式第2号(第9条関係)

国民健康保険税減免申請調書(伺い)

年 月 日付けで申請のありました下記の者に係る 年度国民健康保険税の減免に関する調査結果は次のとおりです。

1 申請者	住 所	矢板市				
	氏 名		生年月日		年 月 日	
2 世帯構成						
氏 名	続 柄	生年月日	資格の有無	前年の所得	本年の所得見込	職 業 等
3 災害等の場合						
損害金額		補てん額		損害の程度		
4 国民健康保険法第59条該当の場合						
開 始		年 月 日	終 了(予定)		年 月 日	
5 調査状況						
.....						
.....						
.....						

6 調査結果

減 免 の 可 否	該当(条例第 条 該当) ・ 非該当
減 免 割 合	減 免 認 定 額 円

国民健康保険税減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

矢板市長



年 月 日付けで申請のありました 年度国民健康保険税減免については、次のとおり決定したので通知します。

記

1 該 当

年 度	年 度		当 初 年 税 額		円	
納 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
課 税 額						
減 免 決 定 額						
減 免 後 の 税 額						
納 期	第7期	第8期				
課 税 額						
減 免 決 定 額						
減 免 後 の 税 額						

※ 次のいずれかに該当するときは、減免を取り消し、減免によって免れた保険税を徴収します。

- 1 減免を受けた者の資力の回復その他の事情の変化により減免が不適当と認められたとき。
- 2 虚偽の申請その他不正行為により減免の措置を受けたとき。

2 非該当

<非該当の理由>

(教示)

- 1 上記の決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、矢板市長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)に、矢板市を被告として(訴訟において矢板市を代表する者は、矢板市長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第 1 号 (第 8 条関係)

別記様式第 2 号 (第 9 条関係)

別記様式第 3 号 (第 9 条関係)